

## 〈3〉「研究インテグリティ&セキュリティの現状の 取組みと展望について」

名古屋大学 学術研究・産学官連携推進本部  
研究支援・人材育成 G 研究インテグリティユニット  
輸出管理マネージャー 石川 綾子

### 1. はじめに

現在、国際化、オープン化の観点から、研究インテグリティ&セキュリティへの配慮が必要となっている。日本では、「統合イノベーション戦略推進会議」（令和3年4月27日）（以下、「令和3年4月統合イノベーション戦略会議決定」という。）において、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」が決定された。筆者は、名古屋大学において安全保障輸出管理、利益相反等、研究及び産学官連携におけるリスクマネジメント業務に携わる実務者であり、その立場で、研究インテグリティ&セキュリティにおける学内の制度設計、相談対応に取り組んできた。本稿においては、その経験から、これまでに大学において研究インテグリティ&セキュリティの確保のため取組んできた実施事項、そして、将来の展望について中心に記載したい。

この後、2. 研究インテグリティ&セキュリティの意義と事例では、まずは研究インテグリティ&セキュリティの意義を簡単に触れた後、大学等でよくある事例について紹介する。3. 名古屋大学での取組みにおいては、利益相反マネジメントにおける自己申告システムの改修を中核とした透明化及びリスクマネジメントの施策内容を紹介する。4. 今後の展望については、研究インテグリティ&セキュリティの確保のための体制構築例、及び、そのためのトー

タルリスクマネジメントの検討状況について紹介したい。これらは、リスクマネジメント実務担当者として、研究インテグリティ&セキュリティに関する国内外の動向・進展を体感しながら、課題意識をもち、学内対応等を試行錯誤しながら実施してきた形跡である。何らか参考にして頂ければ幸いである。

### 2. 研究インテグリティ&セキュリティの意義と事例

#### 2-1 研究インテグリティ&セキュリティの意義 ～米国での取り扱いから～

まずは、研究インテグリティ&セキュリティの意義を、米国での取扱いから振り返りたい。米国国立科学財団（NSF）の調査依頼に対して、科学助言グループ「JASON」が調査報告書「基盤的研究の安全保障」を発表した（2019.12）。ここで重要であるのは、基礎研究の安全保障の文脈のなかで、「外国の影響」に関する問題の多くは研究公正（Research Integrity）の枠組み内で対処できると結論づけられたことである。研究上の責務相反や利益相反の開示を研究公正（Research Integrity）に含め、完全な開示のための透明性の向上と条件の明確化などの措置を早急にとること等が記載された。

その後、米国政府は、2021年1月に国家安全保障大統領覚書-33（NSPM-33）を発出し、研究インテグリティ&セキュリティを実現するためのガイドン

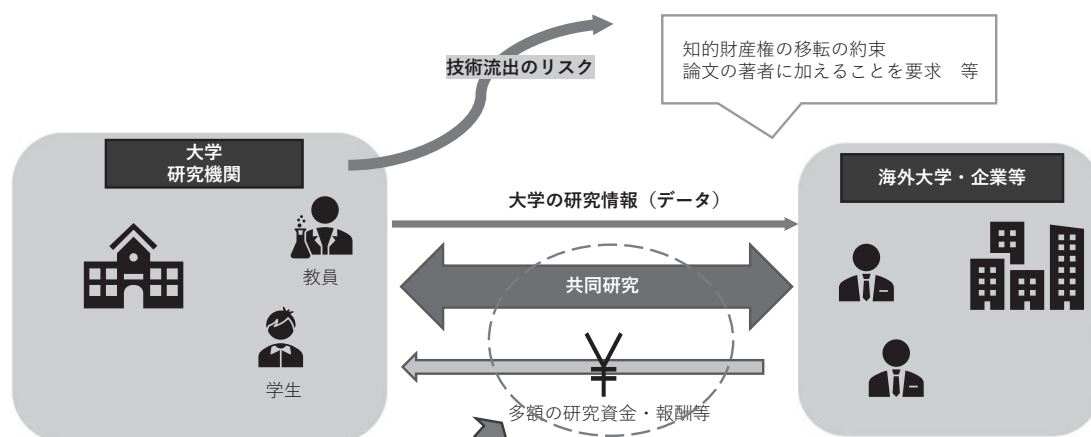
スにより方針を示した。ガイダンスでは、用語の定義も定められ、研究インテグリティとは「研究の提案、実施、評価において誠実で検証可能な方法を用いること、規則、規制、ガイドラインの遵守に特に注意して研究結果を報告すること、一般に認められた専門家の規則や規範を守ること」とされ、研究セキュリティとは、「国家や経済の安全保障を害する研究開発の不正利用、関連する研究インテグリティの侵害、外国政府の干渉から研究事業を保護すること」とされた。

これらの流れをみると、研究公正（Research Integrity）のなかで、経済安全保障の観点や外国の干渉からの研究保護について、特に、研究セキュリティ（Research Security）と位置づけ、その施策の中核にあるのが、研究上の責務相反や利益相反の開示であるということを述べていると考えられる。その整理を前提に、名古屋大学においては、利益相反の自己申告の改訂を中核に据えて取組みを進めてきた（後述3）。また、NSPM-33のガイダンスにおける研究インテグリティの定義において、要素の一つとして、「一般に認められた専門家の規則や規範を守ること」が記載されていることから、研究インテグリティには、研究活動での法的倫理的な観点の遵守も広く含まれるといえる。名古屋大学では、将来的な展望としては、研究インテグリティの確保のため、研究及び連携活動にまつわる規則や規範の遵守の観点から

のトータルリスクマネジメントが必要であるとの観点で検討を進めている（後述4）。

## 2-2 研究インテグリティ&セキュリティの事例

上記2-1での研究インテグリティ&セキュリティの意義においての対象事例は多岐にわたるが、特に研究セキュリティに関連して、米国等での過去のケース等を参考に仮想事例を紹介したい。海外大学・企業等からの多額の利益の見返りとして、大学の経済安全保障にも関わるような技術・機密情報の流出する場面である。例えば、X大学のx教授が海外大学Y大学の外国人研究者yと研究上の繋がりがあある状況で、外国人研究者yから共同での研究活動の依頼があり、多額の研究資金等がx教授へ支払われる。その研究資金や報酬の出所が、海外政府機関によるプロジェクト経費（公的な資金）であるのにもかかわらず教授の個人報酬となる等の不可思議な点がある場合や、研究成果や知的財産権は基本的に海外政府機関等に帰属する等の不公正な条件下において契約の締結を求められる場合等の契約上の疑義があるケースがある。その後、x教授が海外研究者採用プログラムによって研究統括等の重要な地位での参画するという状況となり、密接な関係性がx教授とY大学との間で構築される。このようななかで、日本の大学の技術・機密情報等の流出や軍事転用が起きるといえるものである。（図1）



大学等の技術流出・信頼低下等のリスクの背景にあるヒトモノカネ連携の情報が重要！

図1 大学等における研究セキュリティに関わる仮想事例

このようなケースについて、これまで安全保障輸出管理の手続きにおいては、Y大学への技術提供についてリスト規制及びキャッチオール規制の観点か

ら、事前チェック及び取引審査を行うことを行ってきたが、背後にあるヒトモノカネ連携（経済的利害関係等）についての詳細な確認は不実施である場合

が多かったように思う。また、利益相反マネジメントの手続きにおいて兼業申請や共同研究契約書を確認することはあったとしても、ヒトモノカネ連携(経済的利害関係等)を前提とした技術提供という観点では十分に確認がされてこなかったのではないだろうか。このようなケースにおいて、情報一元化してリスクマネジメントをしていくというのが研究インテグリティ&セキュリティのマネジメント趣旨であり、この概念は、法令遵守に加え、法令を超えた大学組織としてのリスクマネジメント及びガバナンスの両面を含むものと捉えることができる。

### 3. 名古屋大学での取組み

#### 3-1 透明化の施策の経緯

「令和3年4月統合イノベーション戦略会議決定」、及び、令和3年12月17日版「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)」では、研究の国際化・オープン化に伴うリスクとしての研究環境の基盤となる価値棄損や

利益相反・責務相反等の危険性から研究インテグリティを確保するための方針として、①研究者による適切な情報開示、②大学等による規程や体制整備等による適切なマネジメント、③公的資金配分機関への研究費申請時の情報開示等について競争的研究費の指針の改定が提示された。これに伴い、競争的資金の適正な執行に関する指針(令和3年12月17日改正)(以下「令和3年競争的資金の適正な執行に関する指針」という。)の改正がされ、対応する形で、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)では、(1)e-Rad外の研究費、(2)兼業、外国の人材登用プログラム参加等の状況を入力し、(3)誓約条項として、「寄付金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明化確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告していますか?」の問いに対して「報告している」にチェックをすることが必要となり、この適切な報告がない限り、研究費の不採択、採択取消し、減額採択になる可能性もある。(図2)

The screenshot shows the 'e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況' (Status of research fees outside e-Rad and reporting to positions and affiliated institutions). It is divided into three main sections:

- (1) e-Rad外の研究費**: A table for recording research fees. The table has columns for '契約の種類' (Contract type), '相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)' (Counterparty organization (Country of counterparty organization) System name (Research period)), '研究課題名' (Research topic name), '予算額' (Budget amount), 'エフォート' (Effort), '機密保持契約締結有無' (Whether a confidentiality agreement is concluded), and '削除' (Delete). A circled '3' is next to this section.
- (2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等**: A section for recording part-time work, participation in foreign talent recruitment programs, or honorary professorships without employment contracts. It includes a table with columns for '兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等' and '相手機関の所在地' (Location of counterparty organization).
- (3) 誓約状況**: A section for reporting status. It contains a checkbox labeled '報告している' (Reporting) and a circled '5 必須' (5 Required).

Section 4, labeled '④入力' (4 Input), shows the same screen with input fields filled in, including a dropdown menu for '契約の種類', a date range for '研究期間', and a percentage for 'エフォート'.

図2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による入力画面